
令和3年大和町議会9月定例会会議録

令和3年9月22日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

応招議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税務課長補佐	丹 野 俊 宏 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時15分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

決算特別委員会につきましては大変ご苦勞さまでございました。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番渡辺良雄君及び11番千坂裕春を指名します。

日程第2「委員長報告（令和2年度各種会計決算の審査結果について）」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会議において、決算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和2年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長今野善行君。

決算特別委員会委員長 (今野善行君)

報告いたします。

今定例会議において、去る9月13日、本決算特別委員会に審査を付託されました令和2年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意ある質疑が展開され、執行部の皆様からは誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここに報告します。

議 長 （高平聡雄君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 令和2年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、認定第1号 令和2年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第4「認定第2号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算に認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第4、認定第2号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第5、認定第3号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第6、認定第4号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第7、認定第5号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 令和2年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第8、認定第6号 令和2年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 令和2年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第8、認定第7号 令和2年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第10、認定第8号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 令和2年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第11、認定第9号 令和2年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第12「認定第10号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第12、認定第10号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第13「認定第11号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第13、認定第11号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第14「認定第12号 令和2年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、認定第12号 令和2年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第15「議案第64号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第64号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第64号、令和3年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9,924万7,000円を追加いたしまして、予算総額を136億3,803万2,000円といたすものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表によるものでございます。

それでは別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金5節は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,674万3,000円を計上いたしまして、町独自の休業要請等関連事業者支援費の一部に充当するものであります。

同じく3目衛生費国庫補助金1節は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、457万6,000円を計上し、10月に実施予定のワクチン集団接種事業関連経費に充当するものであります。

17款2項10目商工費県補助金1節は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として、5,400万円を計上するものであります。

21款繰越金につきましては、歳入歳出の調整でありまして、2,386万円を措置し、防災無線施設管理費のほか、町独自の休業要請等関連事業者支援費等に充当するものでございます。

22款5項3目雑入につきましては、新型コロナウイルスワクチン集団接種住所地

外接種費として6万8,000円を計上するものでございます。

歳入は以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書4ページをお願いいたします。

2款1項10目無線放送施設管理費でございます。防災無線同報系設備屋外子局ナンバー117吉岡まほろば局につきまして、落雷被害により子局設備本体の機器が破損したため、その復旧費用として工事請負費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 (櫻井和彦君)

続きまして、4款1項2目予防費でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、10月1日から3日及び22日から24日に行います追加の集団接種の費用等につきまして、補正をお願いするものでございます。

1節でございます。集団接種実施準備作業及び集団接種に従事いたします事務補助員、看護師、保健師を会計年度任用職員として雇用するため追加をいたすものでございます。

3節は、集団接種実施準備及び集団接種に従事いたします職員の時間外勤務手当でございます。

7節は、集団接種に従事していただきます医師、看護師への報奨金でございます。

11節は、ワクチン未接種者への接種勧奨通知の郵送料でございます。

12節は、ワクチン接種に係ります各種業務委託料につきまして実績見合いによりまして減額をいたすものでございます。

18節は、集団接種実施時の住所地外接種分費用につきまして、住所地自治体への負

担金を計上いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、6款1項2目商工振興費でございます。

18節につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金としまして、県の時短要請に応じて協力をいただきます事業所100軒分、また休業要請等関連事業支援金としまして、飲食店等の休業要請等により直接影響を受ける業種の事業支援100事業所分をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第64号 令和3年度大和町一般会計補正予算の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。7番馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

1点お尋ねをします。

4ページの無線放送施設管理費で660万円ということで、落雷ということだったのですが、もう少し詳しくどういう部分が燃えたとか焼けたとか、本体というお話でしたけれども、配線とかもあるのかと思うんですけれども、どういう部分がどうなってというのを伺いたいたいですけれども、お尋ねをいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

馬場議員の質問にお答えをいたします。

設置業者の調査によりますと、屋外子局設備のスピーカーに雷が落ちまして、その交換柱、交換性の柱を通して本体を電気が通って東北電力の商用電源のほうに雷が通

電したということで、その途中にあります機械全て過大電流によりまして破損した状況となっております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第65号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第65号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書3ページをお願いします。

事項別明細書については、8ページ以降となります。

議案第65号、令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ206万4,000円を追加し、それぞれ6,433万2,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書9ページをお願いします。

歳入であります。

5款繰越金1項1目繰越金については、前年度繰越金について歳出見合い分について補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費26節につきましては、消費税及び地方消費税であります。本年2月に発生しました福島県沖地震に伴う災害復旧費の繰出金を含みます一般会計繰出金が、元年度決算に対しまして2年度決算額で1,410万1,000円増えたことなどに伴うもので、消費税、中間申告及び令和4年度から公会計移行に伴い3月末にも申告が必要となるため、その必要額に対し不足します額206万4,000円についてお願いするものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第65号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて」

議 長 （高平聡雄君）

日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

諮問第1号でございます。

議案書の5ページをお願いしたいと思います。併せまして、大和町議会9月定例会議案説明資料、諮問第1号から3号、同位第3号から第4号関係の資料もご覧いただきたいと思います。

諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、小川弘吉さん、生年月日はご覧のとおりでございます。

小川さんの職歴学歴等につきましては、先ほどの詳細でご確認いただきたいと思いますっておりますが、小川さんにつきましては、令和3年12月31日で現在の任期が満了を迎えるところでございまして、再度推薦をいたしたく今般議会の意見を求めるところでございます。

小川さんは昭和58年から平成31年までの永きにわたりまして、大和町消防団員として地域の安全・安心に尽力され、さらに平成4年から現在に至るまで、大和町交通安全指導隊員として地域の交通安全意識の普及に大きく貢献されてこられました。地域住民の皆様からの信頼も厚く、人権擁護委員に委嘱されてからも、小川さんの豊富な経験と知識を十分に活かして、その使命と職責を果たしてこられました。したがって、これまでの活躍を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦をするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

議長（高平聡雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第18「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（高平聡雄君）

日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

諮問第2号でございます。

議案書の6ページをお願いいたします。また、説明資料につきましても2ページをお願いいたしたいと思っております。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、北澤明敏さんでございます。

北澤さんの学歴職歴等につきましては、資料をご覧いただきたいと思いますところでございますが、推薦の理由といたしましては、今年の12月31日に任期満了を迎え

られることから、再度推薦をいたしたく議会の意見を求めるところでございます。

北澤さんにつきましては、昭和45年に航空自衛隊に入隊をされまして、平成17年に定年退職されるまで永きにわたり、ヘリコプターによる救助隊員として危険な業務に従事し、第一線で活躍されておりました。また、剣道スポーツ少年団の指導者として地域活動に参加された経験もお持ちの方でございます。地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員に委嘱されてからも、北澤さんの豊富な経験と知識を十分に活かし、その使命と職務を果たしてこられました。

したがいまして、これまでの活躍を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時44分 再開

議長（高平聡雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号はお手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第19「諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（高平聡雄君）

日程第19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議

題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問第3号でございます。

議案書7ページ、そして資料につきましては3ページをご覧いただきたいと思いま
す。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規
定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、佐藤ゆり子さんでございます。

佐藤さんの学籍職歴等につきましては、資料をご覧いただきたいと思いま

す。推薦の理由でございますが、令和3年12月31日付で人権擁護委員八島勇幸氏、現在
の擁護委員をやっている八島さんでございますが、が任期満了を迎えるところ
ですが、本人より再任辞退の申出がございまして、後任の人権擁護委員として法務
大臣に推薦いたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

佐藤さんは、鶴巣小学校PTAをはじめ、大和町PTA連合会及び宮城県PTA連
合会役員を歴任され、平成23年から8年間にわたり、教育委員会委員を務めるなど子
供たちの教育環境の充実と教育行政の推進に尽力していただいております。

また、子育て中の保護者のサポート活動にも熱心に取り組み、よき相談相手とし
て地域住民からの信望も厚く、人権擁護につきましても関心をお持ちの方でございま
す。

したがいまして、これまでの豊富な知識と経験を活かし、ご活躍いただける方とし
まして、今回推薦するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。

午後1時47分 休 憩

午後1時48分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号はお手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第20「同意第3号 教育委員会委員の任命について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第20、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、同意第3号でございますが、議案書の8ページ、資料の4ページをご覧いただきたいと思っております。

同意第3号、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

記といたしまして、氏名、若生勝美さんでございます。

若生さんの経歴等につきましては、資料にあるとおりでございます。

推薦の理由といたしましては、若生さん現在教育委員をやっていただいているところでございますが、令和3年9月30日に任期満了を迎えるため、再任について今般議会の同意を求めらるるものでございます。

若生さんにつきましては、宮城県農業実践大学校を卒業後、民間企業業務を経て、農業に従事する中、教育に熱意を持ちPTA活動に積極的に参加され、吉田小学校のPTA役職を務め、地域PTAのまとめ役を担われました。

さらには、吉田麓下地区公民館分館長としてもご尽力をいただき、地区民の信望も

厚く活躍しておられます。

よって、本町の教育行政に大きく貢献していただけるものと期待をし、教員委員として任命しようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

議席にお戻りください。

異状はありませんでしたか。

「ありません」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第21「同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第21、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同意の第4号でございます。

議案書9ページ、資料5ページをお願いいたします。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、澁谷久一さんでございます。

澁谷さんの学歴職歴役職歴等につきましては、資料にあるとおりでございます、選任の理由につきましては、令和3年9月30日に澁谷さんが任期満了を迎えるために、再任について今般議会の同意を求めるものでございます。

澁谷さんは、昭和43年3月に宮城県黒川高等学校を卒業後、大和町事務吏員に採用され、在職中には平成17年4月から3年間にわたりまして税務課長を務められましたほか、平成22年の定年退職されるまで町勢の発展と町民福祉の向上のため、その職責を果たされてこられました。

また、退職後は大和町民生委員をはじめ多くの役職を務められており、職の遂行に当たりましては、豊富な知識と行政経験を基に公正、公平なる審査をいただけるものと考え、固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第4号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番今野信一君及び6番犬飼克子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番今野信一君及び6番犬飼克子さんの開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

暫時休憩します。

再開は午後2時20分とします。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

議長（高平聡雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、会議録署名議員の追加を行います。12番門間浩宇君を指名します。

日程第22「委発第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財
源の充実を求める意見書」

議長（高平聡雄君）

日程第22、委発第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長堀籠日出子さん。

総務常任委員会委員長（堀籠日出子君）

それでは、資料をお開き願います。

委発第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書（案）につきまして、ご説明させていただきます。

今回の意見書につきましては、全国町村議会議長会及び宮城県町村議会議長会から
提出依頼のあったもので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規
定により、提出いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、変異株の猛威も加わり、我が国の
各方面に経済的・社会的にも甚大な影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いて
おります。このような中、来年度においても地方財政は財源不足が避けられない厳し
い状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇
用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、増加が見込まれ
る社会保障等への対応も迫られており、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に
提供していくためには、地方税及び地方交付税などの一般財源総額の確保及び充実を
強く国に求めていくことが不可欠であります。

つきましては、別添意見書をご可決賜り、地方自治法第99条の規定に基づき、議長
名で衆参両議院議長のほか記載の大臣宛てに提出をお願いするものであります。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりでありまして、下記のとおり要望
するものであります。

1については、地方歳出に不合理なしわ寄せがないよう十分な総額を確保するよう求めるものです。

2については、本来国庫補助金などで対応すべきものであり、期限の到来をもって終了を求めるものであります。

3については、負担調整措置は令和3年度限りとすることを求めるものであります。

4については、臨時的軽減の延長を行わないよう求めるものであります。

5については、地方に税源配分することを求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句その他の整備を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

日程第23「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議長（高平聡雄君）

日程第23、委員長報告、議会活性化調査特別委員会調査報告についてを議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長大須賀

啓君。

議会活性化調査特別委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、報告いたします。

大和町議会議長、高平聡雄殿。

大和町議会活性化調査特別委員会委員長、大須賀 啓。

委員会調査報告書。

下記の調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

1の調査事件につきましては、1つ、議会インターネット配信について、1つ、タブレット端末などの更新についてであります。

2の調査経過につきましては、以下の記載のとおりであります。

3ページをお開き願います。

3の調査結果です。

まず、1つ目の議会インターネット配信についてであります。

令和3年6月定例会議において、議会インターネット配信についてはユーチューブで行うと決定したところであります。以下の項目では、議会インターネット配信の方法及び範囲のほか編集などについて報告するものです。

まず、①配信方法及び範囲についてであります。配信方法はライブ中継及び録画配信とし、配信の範囲は本会議のみとするものであります。

次に、②配信中のテロップ及び③休憩中の画面については、配信中の画面表示であり、詳細は記載のとおりであります。

次に、④録画配信における編集についてであります。録画配信は1日分を通して配信し、動画の概要欄には動画の内容に応じて議案などを記載するものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。

⑤会議中の不適切発言などへの対応についてであります。録画配信については不適切発言部分については議長の判断により「発言取消しの申出あり」などのテロップを挿入することとするものであります。

⑥光回線の利用方法についてであります。配信に当たっては既存の大和町防災Wi-Fiを利用するものであります。

5ページをお開き願います。

2つ目のかぎ括弧、タブレット端末などの更新についてであります。

本議会では平成31年3月1日よりタブレット端末使用を開始し、議員活動において様々な場面で活用しているところではありますが、令和4年2月28日に端末賃貸借契約期間が満了となることから、更新内容についての報告をいたします。

①更新時期についてであります。更新時期は令和4年4月1日から新端末に切り替えることとするものであります。理由といたしましては、3月1日から新端末に切替えとした場合、3月定例会議中であり円滑な議会運営に支障を来すおそれがあるためです。

次に、②その他の物品についてであります。タブレットカバーについては、新端末と規格が合わないことから、新たにカバーを用意する必要があるものであります。

以上報告いたします。

議長（高平聡雄君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これで委員長報告を終わります。

日程第24「大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について」

議長（高平聡雄君）

日程第24、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件についてを議題とします。

本件については、千坂裕春君の一身上に關することでありますので、地方自治法第117条の規定により、千坂裕春君の退場を求めます。

〔千坂裕春君退場〕

本件は、去る6月4日に大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会に審査を付託した件でありますので、委員長に審査結果報告を求めます。大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会委員長馬場久雄君。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会委員長（馬場久雄君）

ただいまの議案につきまして、特別委員会を編成いたしましたので、その審査の結果についてご報告をさせていただきます。

皆様のお手元にごさいますように、報告をさせていただきます。

令和3年5月25日付で、審査請求があった事項につきまして、審査を行ったので、大和町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のように審査の結果をご報告させていただきます。

審査の結果報告書であります。

審査請求書の提出月日は、令和3年5月25日火曜日であります。

審査の請求者は、平渡高志氏。大和町鶴巣在住でございます。併せて、審査請求署名簿452名分とともに請求をしてあります。452名分に関しましては、無効が12名ございましたので、452の数字としております。

審査の対象議員は、千坂裕春議員であります。

審査請求の対象となる事由の該当条項にございますが、これは倫理条例の第6条第1項及び倫理条例の第6条第10項に該当するということでありました。

政治倫理条例に違反する事実でございますが、虚偽による大和警察署への被害届を出した、中身は審査請求者が審査対象議員に対する暴言、暴力行為があったということでありました。

令和3年2月25日付仙台地方裁判所の判決書によりまして、このことに対する暴言、暴力はなかったものであるということでありまして、審査対象議員の議員としての品位を損なう行為であるとともに、提出者への名誉毀損行為でもあるということでありました。

このことに関しましては、倫理条例第6条第10項政治倫理基準に違反するものということでありました。

添付書類といたしましては、地方裁判所の判決書の写しを添付してございます。

次に、2ページ目に書いてあります、今までの、過去の経過であります。

審査請求書提出に至る経過であります。当事者として審査請求者平渡高志氏Aとしてあります。審査対象議員千坂裕春議員であります。併せて、鶴巣地区の住民の方々C、D、Eの3名の方でございます。

令和元年6月21日が発端となっておりますが、ここに書いてありますように、葬儀に参列するため火葬場に訪れたAがBに対し話をするように外に出るよう促しましたが、そのときにAがBに暴力を振るった旨の発言をしたということがございます。

令和元年7月に、Bの発言を受けまして、地区住民のC及びD、Eに、AがBに暴

言を言い胸襟をつかみ取る行為に及んだと話をし、この時点で115名の署名を集めております。

令和元年8月16日に至って、C及びDから大和町議会議長宛てに郵送にて徹底議論をする要請文書を提出しております。

令和元年9月5日、C及びD、Eは、大和町議会議長宛てに政治倫理条例審査請求と題する文書を提出しております。この件に関して、調査特別委員会を設置いたしまして、議会としては調査を付託しております。

なお、令和元年11月18日には、暴行被害は嫌疑不十分であるとして、不起訴処分となっております。

同時に、調査特別委員会で審査した結果、令和元年12月12日倫理条例で定めております請求の様式を満たしていないということで、C及びDに対して返還をしております。

日にちを置きまして、令和3年2月25日、地方裁判所の判決の言渡しがありました。これは損害賠償請求事件でございますが、後ほど説明をさせていただきます。

令和3年5月25日に、Aは大和町議会議長宛てに審査請求書を提出したという経過でございます。

3ページ目でございますが、特別委員会を設置しております。

中ほどから読まさせていただきますが、6月定例会議最終日の6月4日に議長と審査対象議員を除く16名で構成いたします大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会を設置し、調査及び審査を付託したものでございます。

委員の名簿は記載のとおりであります。

審査の経過であります。政治倫理基準に違反する行為であるか否か、違反する場合におきましては、条例に基づく措置をすべきかどうかについて、計5回にわたって公平かつ慎重に調査及び審査を行ったところでございます。

第1回目の特別委員会は、6月4日に委員長、副委員長を選出してスタートしております。

6月25日金曜日に、1回目として特別委員会を開催しております。

審査請求書の概要及び内容、証拠書類等を確認いたしました。特別委員会におけるこの調査を終了し、今後においては審査を行うことで各委員の同意を得てございます。

第2回目は、記載のとおりであります。

第3回目8月12日でございますが、審査請求者及び審査対象議員より意見等を聴取、また違反する事実に関わる証拠として提出されました裁判判決書写しにて、政治倫理

基準に違反する事実を確認をいたしたところです。その上で、委員全員の意見等を聴取し、審査対象議員に対する必要な措置を無記名投票により決定をしたところであり
ます。

なお、委員長を除く15名の投票結果は記載のとおりでございます。

その後、4回目、5回目ということで、審査結果報告書を協議したところであり
ます。

審査の結果であります。

審査対象議員は、令和元年6月21日にあった黒川浄斎場での出来事を、暴言及び暴
力行為として町民に発言をした。この発言を受けた町民らが115名の署名を集め、大
和町議会議員政治倫理条例審査請求と題する文書の提出に至っております。

その後、審査請求者が原告となって審査対象議員を被告とし、暴言、暴力の事実が
ないにもかかわらず事実として発言したこと、暴言、暴行があったとして鶴巣地区住
民の署名を集め審査請求をしたことが、原告の社会的評価を低下させ、名誉を毀損し
たと訴えを起こした。この損害賠償請求事件におきましては、原告から被告に対する
暴言、暴力に及んだ事実を認めることはできない、被告の発言は、原告が粗暴な人間
であるとの印象を与え、当時の現職議員であった原告の名誉や信用を毀損するもので
あると、地裁判決が令和3年2月25日に言い渡されております。

以上のことから、審査対象議員は真実でないことを認識しながら、暴言及び暴力行
為として住民に情報発信をしたことは、結果的に署名活動に発展したことで、多くの
住民に誤解を与え、当時の現職議員に対しありもしない疑惑をあおることとなりまし
た。これらの議会の品位または名誉を損なう行為は、審査請求者及び大和町議会の名
誉を毀損する行為があると判断をし、倫理条例第6条第1項及び第10項の倫理基準に
違反するとの結論を得たところであります。

ここで、特別委員会が必要と認める措置であります。が、条例第11条第4項に基づく
措置につきましては、議員辞職勧告とする決定をさせていただきました。

なお、令和元年12月定例会議において、議長から当時議員であった今回の審査請求
者及び審査対象議員の双方に厳重注意がなされているところであります。その事実が
認められないとの地裁判決を受け、議長には、審査請求者に対する名誉回復及び厳重
注意の撤回などの措置を講じられますように提言をいたすところであります。

以上が、審査請求に係る調査特別委員会の審査の結果についてでございます。

以上ご報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいま除斥されています千坂裕春君から、地方自治法第117条ただし書及び大和町議会議員政治倫理条例第11条第2項の規定により、議会に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出に賛同することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、千坂裕春君の申出に同意することに決定しました。

千坂裕春君の入場を許します。

千坂裕春君の発言を許します。千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

まず初めに、発言の機会を与您にいただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

発言ということで、事情の説明をさせていただきます。

この1件に関しては、ちょっと経緯がありまして、そこから話させていただきます。

平成28年12月定例会議のとき、私が一般質問しました、3件しましたけれども、まず1点が飲酒運転をした職員に厳重処分をすること。2、育休をするにも礼儀を持った取得をすること。3、町内の消防訓練やっていないんじゃないかという質問をさせていただきました。その質問後、対象議員から、おまえ余計なことばかり言っているということで、おまえなんか辞めさせてやるからというような発言がありました。この発言に関しては、裁判でも担当弁護士は認めております。そういった経緯がありまして、以後私の発言に対していろんな発言をされて、私の発言をできづらくしたり、または嫌がらせを受けておりました。議会では児童生徒のいじめ問題を議論している中で、こういったことはあってはならないんじゃないでしょうか。

途中を省略しまして、当時の事件に遭ったときに、黒川浄斎場に担当議員が入ってきて、知人の方と話をした後に私のところに、おまえこっちへ来いということで、いやその必要ありませんという話をさせていただきました。その後、何このということで、胸襟をつかまれて引っ張られました。その後、いろいろなやり取りをさせていただきましたけれども、その中で当該議員、元議員の方は、その当時給食にねじが入

った事件がありまして、そのことを私が追及した中で、小さいことをそんなにぐだぐだ言ってんだという発言もありました。そういう経緯があった中で、火葬業務開始になったんですが、その最中ずっとこの人議員だろうかなという顔で私をにらんでおりました。

そういった1件を、当時の議長に説明して何とか対応していただけないかというお願いをしました。が、対応していただけないので、このままエスカレートしていくのでは困るということで、大和警察署のほうに足を運んで、この経緯になったところで

今回の件が虚偽だという発言をされておりますが、結果として裁判は負けた形にはなっておりますけれども、当事者が望む20分の1でした。当初は裁判官のほうから和解を求められ、その中でお互いに注意を受けたところなんですが、この当該議員のほうに裁判官は、あなたが最初にやったからこういったことになったんでしょというような発言もされておりました。そういった中で負けてしまったんですが、繰り返しになるけれども、20分の1でございます。あくまでも、事件はありました。ただ、認定されなかっただけです。またこの方々が署名した中で、私と一緒に署名をしたかのよように言っておりますが、うわさを聞きつけた地域の方々が私のところに来たというのが真実でございます。それと今回の審査請求の書面に関しても、事前から私のほうに、耳に入っていました。なぜかという、署名した方々から、どうしても書かなくちゃいけなくて書いてしまった、ごめんねという話がありました。一部の会社では強制的に書かせた会社もありました。そういったことで、かなりの件数の方から電話をいただいて、申し訳なかったという発言もされておりました。そういった中で、こういった結果になってすごく残念ですが。

さあ議会というのは議場で自分と意見が違っても、議場で戦わすべきじゃないですか、本会議で言われたこともないし、こういった会議を開催しようというような要望もないし、どこでもなかった。ただ、言われるのは外だけ、誰も見ていないところだけ、そういった中でやられましたので、いじめというのはその本人がいじめと考えればいじめなんじゃないですか。こういったことで議会はこれから児童生徒のいじめに対して議論できるのかなと疑問を持っています。

長々となってしまうかもしれませんが、この場はあくまでも釈明会見ではありません。釈明というと自分が悪いことをしたということの言い訳になります。事情説明だけです。

以上です。発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

げます。

議長（高平聡雄君）

千坂裕春君の退場を求めます。

〔千坂裕春君退場〕

これより、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、本件の審査においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本件の審査においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定に基づく政治倫理基準違反の存否についてを採決します。

本件に対する委員長報告は政治倫理基準の違反があるであります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって大和町議会議員政治倫理条例違反があることに決定しました。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件については、政治倫理基準違反があると決定されましたので、大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定に基づく必要な措置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

追加日程第1「大和町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について」

議長（高平聡雄君）

追加日程第1、大和町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置についてを議題と

します。

本件に対する大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会の委員長報告は、議員辞職勧告を行うことです。

本件の審議においては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって本件の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから大和町議会議員政治倫理条例第11条第4項の規定に基づく必要な措置についてを採決します。

本件は委員長報告のとおり、議員辞職勧告を行うことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定に基づく必要な措置は、議員辞職勧告を行うことに決定しました。

ただいま必要な措置を議員辞職勧告を行うことと決定しましたが、同条第7項の規定に基づく公表についてを採決します。

本件に対する公表の方法を、議会だより及びホームページに掲載することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって公表の方法は議会だより及びホームページに記載することに決定しました。

ここで千坂裕春君の入場を許します。

千坂裕春君の起立を求めます。

ただいま決定した大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項に基づく政治倫理基準違反の存否、及び同条第4項に基づく必要な措置を申し伝えます。

千坂裕春君は、令和元年6月21日にあった出来事を真実でないことを認識しながら、暴言及び暴力行為として住民に情報を発信したことは、署名活動に発展し、多くの住民に誤解を与えることになりました。

これらの議会の品位または名誉を損なう行為は、審査請求者、大和町議会の名誉を

毀損し、大和町議会議員政治倫理条例第6条第1項及び第10項の政治倫理基準に違反する行為であります。

よって、同条第11条第4項に基づく千坂裕春君に対する措置を、議員辞職勧告と決定したことを申し上げます。

千坂裕春君は、この決定を真摯に受け止め、議員の責務を正しく認識し、自身の行動や言動を深く反省するとともに、自らの意思で議員辞職の判断をされることを強く求めます。

以上を申し上げます。

千坂裕春君は着席願います。

なお、令和元年12月定例会議において、当時議員であった審査請求者及び審査対象議員の双方に厳重注意が言い渡されております。このことは、暴言及び暴力行為に及んだ経緯に対してであり、その事実が認められないとの地裁判決を受け、本日当時議員であった審査請求者に対する厳重注意を撤回し、その名誉を回復することをここに申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年大和町議会9月定例会議を散会とし、休会します。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時06分 閉 会